令和６年５月定例教育委員会会議

１．日　時

令和６年５月２８日（火）午前１０時００分～午前１１時００分

２．場　所

河内長野市役所７階　行政委員会室

３．出席委員

松本教育長、藤本教育長職務代理者、嘉名委員、田中委員、大矢委員

４．５月定例教育委員会会議録署名委員

松本教育長、藤本教育長職務代理者、大矢委員

５．事務局出席者

尾西教育推進部長、小川生涯学習部長、生田教育推進部理事、山崎教育総務課長、篠崎学校教育課長、向井学校教育課参事、小池学校教育課参事、二井社会教育課長、濵田市民スポーツ課長、伊藤文化課長、山本図書館長、松村教育総務課長補佐、早川教育総務課主幹

６．会議要録

開　会

松本教育長

ただいまより教育委員会会議を開催することといたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和６年５月定例教育委員会会議を開会いたします。

（1）前回会議録の承認

松本教育長

４月の会議録について、何かご異議、ご質問などございませんか。

特にご異議等がありませんでしたので、会議録を承認することといたします。

（2）署名委員の指名

松本教育長

５月の会議の会議録の署名は、私のほかに藤本教育長職務代理者と大矢委員にお願いします。

藤本教育長職務代理者、大矢委員

了解しました。

（3）教育長報告

松本教育長

次に教育長報告にうつります。

令和６年４月２４日から令和６年５月２７日までの間の活動、主なものを申し上げます。

まず４月２４日水曜日は、市教育研究会・市人権教育研究会総会に出席しました（長野小）。

２５日木曜日及び２６日金曜日は近畿都市教育長協議会役員会・定例会・総会に出席しました（ダイワロイヤルネット和歌山）。

２７日土曜日は、美加の台中学校区青少年健全育成会総会に出席しました（美加の台中）。

２８日日曜日は、愛書クラブ展示会を視察しました（キックス）。

５月１日水曜日は、部長会、内部統制本部推進部会、図書寄贈感謝状贈呈式に出席しました。また、第６次総合計画進捗説明を受けました。

２日木曜日は、長野警察署・富田林子ども家庭センター等を訪問しました。

７日火曜日は、校長面談を実施しました。教科書選定委員会に出席しました。

８日水曜日から１０日金曜日まで全国都市教育長協議会定期総会・研究大会に出席しました（出島メッセ長崎）。

１３日月曜日は、教頭会に出席しました。

１４日火曜日は、府教育委員会職員を応接しました。

１５日水曜日は、校長面談を実施しました。

１６日木曜日は、校長面談を実施しました。

１７日金曜日は、かわちラボを視察しました（長野商店街）。

１８日土曜日は、市ＰＴＡ連絡協議会理事総会に出席しました（キックス）。

１９日日曜日は、市制施行７０周年記念事業を視察しました（市庁舎）。長野中学校区青少年健全育成会総会に出席しました（キックス）。

２１日火曜日は、南河内地区校長会定例会に出席しました（富田林市民会館）。校長面談を実施しました。

２２日水曜日は、大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会に出席しました（アウィーナ大阪）。

２４日金曜日は、校長面談を実施しました。

２５日土曜日は、市総合スポーツ振興会総会に出席しました（市民総合体育館）。

２７日月曜日は、大阪府人事対策連絡協議会に出席しました（大阪府庁）、校長面談を実施しました。

以上、教育長報告を終わります。何かご質問はございませんか。

松本教育長

よろしいでしょうか。

ではつづいて、各委員から報告事項、情報提供をお願いいたします。

松本教育長

よろしいでしょうか。

それではこれで教育委員報告を終わります。

（4）報告案件（要旨）

・報告第１３号「労働基準法第３６条に基づく労使協定の締結について」
社会教育課（市民交流センター・公民館）における、労働基準法第３６条に基づく労使協定の締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２５条第１項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第３条第１項の規定に基づき、令和６年３月２８日付けで教育長が臨時で代理する議決を得た上で、今回実施した旨報告したもの。

・報告第１４号「河内長野市立市民交流センター条例施行規則の一部改正について」
市立市民交流センター駐車場利用者の利便性に資するため、駐車場使用料に２４時間当たりの上限額を設ける改正を報告したもの。

・報告第１５号「河内長野市立市民交流センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」
令和６年３月議会で議決された河内長野市立市民交流センター条例（令和６年河内長野市条例第１１号）別表第２の改正規定の施行期日については、本条例の公布の日（令和６年３月２６日）から起算して３月を超えない範囲内において規則で定める旨規定していることから、施行期日を定めるため本規則が制定されたことを報告したもの。

（５）その他報告（要旨）

山崎教育総務課長

○後援名義について

伊藤文化課長

○ふるさと歴史学習館でのイベント

○子ども文化財解説　６月号広報掲載

○アートの森　６月号広報掲載

山本図書館長

○英語多読体験会について

○英語のおはなし会（国際交流協会と共催）　６月号広報掲載
○図書館　資料展示について

閉　会

松本教育長

以上で５月定例教育委員会を閉会します。

令和６年６月定例教育委員会開催日程

１．日　時

令和６年６月２４日（月）　午後２時３０分開催

※開始時間については、審議案件の件数により変更あり。

２．場　所

河内長野市役所６階　６０２会議室

教育長報告（令和６年４月２４日～令和６年５月２７日）　　別　紙

４月２４日（水）	市教育研究会・市人権教育研究会総会（長野小）
４月２５日（木） ４月２６日（金）	近畿都市教育長協議会役員会・定例会・総会（ダイワロイヤルネット和歌山）
４月２７日（土）	美加の台中学校区青少年健全育成会総会（美加の台中）
４月２８日（日）	愛書クラブ展示会視察（キックス）
４月３０日（火）	庁議
５月１日（水）	部長会、内部統制本部推進部会、図書寄贈感謝状贈呈式 第６次総合計画進捗説明
５月２日（木）	長野警察署・富田林子ども家庭センター等訪問
５月７日（火）	校長面談、教科書選定委員会
５月８日（水） ５月９日（木） ５月１０日（金）	全国都市教育長協議会定期総会・研究大会（出島メッセ長崎）
５月１３日（月）	教頭会
５月１４日（火）	府教育委員会職員応接
５月１５日（水）	校長面談
５月１６日（木）	校長面談
５月１７日（金）	かわちラボ視察（長野商店街）
５月１８日（土）	市ＰＴＡ連絡協議会理事総会（キックス）
５月１９日（日）	市制施行７０周年記念事業（市庁舎） 長野中学校区青少年健全育成会総会（キックス）
５月２１日（火）	南河内地区校長会定例会（富田林市民会館） 校長面談
５月２２日（水）	大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会（アウィーナ大阪）
５月２４日（金）	校長面談
５月２５日（土）	市総合スポーツ振興会総会（市民総合体育館）
５月２７日（月）	大阪府人事対策連絡協議会（大阪府庁）、校長面談

令和６年５月定例教育委員会会議

議　　案　　書

令和６年５月定例教育委員会会議提出議案目次

（報告案件）

報告第１３号　　労働基準法第３６条に基づく労使協定の締結について

（説明担当　教育総務課・・・・・p. ２）

報告第１４号　　河内長野市立市民交流センター条例施行規則の一部改正について

（説明担当　社会教育課・・・・・p. ３）

報告第１５号　　河内長野市立市民交流センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

（説明担当　社会教育課・・・・・p. ５）

報告第１３号

労働基準法第３６条に基づく労使協定の締結について

教育委員会事務局職員に係る労働基準法第３６条に基づく労使協定の締結について、別冊１のとおり報告する。

令和６年５月２８日

河内長野市教育長　松本　芳孝

報告第１４号

河内長野市立市民交流センター条例施行規則の一部改正について

河内長野市立市民交流センター条例施行規則の一部改正については次のとおりです。

令和６年５月２８日

河内長野市教育長　松本　芳孝

河内長野市立市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年５月１０日

河内長野市長　島田　智明

河内長野市規則第４５号

河内長野市立市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

河内長野市立市民交流センター条例施行規則（令和６年河内長野市規則第３９号）の一部を次のように改正する。

別表第３の備考を次のように改める。

備考

１　駐車場の使用時間に３０分未満の端数があるときは、これを３０分とする。

２　駐車場使用料は、２４時間当たり１，０００円を上限とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、令和６年５月１日から適用する。

報告第１５号

河内長野市立市民交流センター条例の一部を改正する条例の
施行期日を定める規則の制定について

河内長野市立市民交流センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定については次のとおりです。

令和６年５月２８日

河内長野市教育長　松本　芳孝

河内長野市立市民交流センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和６年５月１日

河内長野市長　島田　智明

河内長野市規則第４３号

河内長野市立市民交流センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

河内長野市立市民交流センター条例の一部を改正する条例（令和６年河内長野市条例第１１号）附則第１項ただし書に規定する規則で定める日は、令和６年５月１日とする。